

広島県教育委員会会議録

令和 6 年 9 月 3 日

広島県教育委員会

広島県教育委員会会議出席者名簿

令和6年9月3日(火) 9:30開会

11:15閉会

1 出席者

教育長	篠田	智志
委員	細川	喜一郎
	中村	一朗
	近藤	いずみ
	菅田	雅夫

2 欠席者

志々田 まなみ

3 出席職員

教育次長	池田	克輝
管理部長	江原	透
乳幼児教育・生涯学習担当部長(兼)参与	重森	栄理
理事	榊原	恒雄
経営企画監	松田	公志
総務課長	糸崎	誠二
秘書広報室長	竹森	潤一
教職員課長	藤井	典之
教育改革課長	今川	浩之
義務教育指導課長	松尾	真理
個別最適な学び担当課長	蓮浦	顕達
高校教育指導課長	小野	裕之
豊かな心と身体育成課長	黒田	康弘
全国高等学校総合体育大会推進室長	平田	篤
特別支援教育課長	津村	真一郎
生涯学習課長(兼)乳幼児教育支援センター長	山内	領二

4 欠席職員

学びの変革推進部長(兼)教育センター所長 阿部由貴子

教育委員会会議定例会日程

			頁
日程第1	会議録署名者について		1
日程第2	第1号議案	教育に関する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価について	1
日程第3	第2号議案	令和7年度県立高等学校の入学定員の策定について	6
日程第4	第3号議案	令和7年度県立特別支援学校高等部の入学定員の策定について	8
日程第5	報告・協議1	令和7年度に使用する教科用図書の採択結果について	9
日程第6	報告・協議2	令和7年度全国高等学校総合体育大会の準備状況について（令和6年8月末時点）	11
日程第7	第4号議案	広島県いじめ問題調査委員会の委員の任命に対する意見について	13

篠田教育長： それでは、ただいまから本日の会議を開きます。
直ちに日程に入ります。
まず、会議録署名者の件ですが、本件は会議規則第20条の規定によりまして、私から御指名申し上げます。
会議録署名者として、細川委員、菅田委員を御指名申し上げますので、承諾をお願いいたします。
本日の会議議題は、お手元のとおりです。
議題のうち、公開になじまないものがあれば、最後に回して審議したいと思いますが、いかがでしょうか。

細川委員： 第4号議案は、委員の選考に関する案件ですから、審議は非公開が適当ではないかと思えます。

篠田教育長： ほかに御意見はございませんか。

(な し)

篠田教育長： それでは、ただいまの細川委員の発議について採決いたします。
第4号議案の広島県いじめ問題調査委員会の委員の任命に対する意見について、公開しないということに賛成の方は挙手願います。

(全 員 挙 手)

篠田教育長： 全員賛成でございます。
したがって、本日の議題は、第4号議案を公開しないで審議することといたします。

第1号議案 教育に関する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価について

篠田教育長： それでは、第1号議案、教育に関する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価について、松田経営企画監、説明をお願いいたします。

松田経営企画監： 失礼いたします。それでは、第1号議案によりまして、教育に関する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価の結果に関する報告書について御説明いたします。

この点検、評価は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第26条により、教育委員会の権限に属する事務の管理及び執行状況について毎年、点検、評価を行うものでございます。

報告書の表紙を1枚めくっていただき、目次を御覧ください。報告書の構成でございますが、まず2ページから7ページに令和5年度の点検、評価の結果の概要を掲載し、続いて、9ページ以降には、令和3年に策定した広島県教育に関する大綱に掲げる七つの施策の柱ごとに各取組の結果等の詳細を掲載しております。また、最後に参考資料として、成果指標・KPI一覧及び教育委員の皆様様の活動状況等を掲載しております。

それでは、資料の4ページから7ページを御覧ください。表にございますとおり、七つの施策の柱ごとに、令和5年度の取組に対する評価と概要を記載しております。評価については順調、おおむね順調、やや遅れ、遅れの4段階とし、順調が1施策、おおむね順調が3施策、やや遅れが3施策となっております。

9ページから77ページにおきましては、七つの施策の柱ごとにKPIとその進捗状況、令和5年度の取組と成果、課題、令和6年度の取組の方向を整理し、施策に対する評価を行うとともに、外部意見として、学識経験者の方からいただいた御意見を掲載しておりますので、後ほど御覧ください。

それでは、七つの施策の柱のうち、評価がやや遅れとなっている三つの施策の柱について御説明いたします。

4ページの下段を御覧ください。「2 主体的な学び」を促す教育活動の推進による、これからの社会で活躍するために必要な資質・能力の育成」につきましても、キャリア教育の充実について、KPIの目標を達成している指標もありますが、不読率や課題発見、解決学習に取り組んでいる小・中学校の割合、カリキュラム・マネジメントが組織

的に実践できている高等学校の割合など、目標を達成できていない指標が複数あり、また、成果指標の主體的な学びが定着している児童生徒の割合が全校種において昨年度より下がっていることから、やや遅れとしております。引き続きさらなる授業改善に取り組み、児童生徒の主體的な学びを促す教育活動を行うなど、学びの変革を加速させる取組を行っていく必要がございます。

これらに対し、外部有識者の方々からは、K P I の課題発見、解決学習に取り組んでいる小・中学校の割合や、カリキュラム・マネジメントが組織的に実践できている高等学校の割合は目標値に達していないが、約9割であることから、質を問う時期になっているのではないかなどの御意見をいただいております。

次に、6 ページ上段を御覧ください。「5 教職員の力を最大限に発揮できる環境の整備」につきましては、平成30年度以来となる県独自の教員勤務実態調査の実施や教員の業務補助を行うスクール・サポート・スタッフの配置拡充、校務支援システムの機能改善など、働き方改革の推進に向けた取組が進められております。また、主體的な学びの推進を担う教職員の資質、能力の向上に取り組んでおりますが、全校種において8割以上の教員が主體的な学びを実践している学校の割合が目標を達成できておりません。働き方改革の推進に向けた取組や不祥事防止に向けた取組が進められておりますが、教職員の不祥事が後を絶たないことなどから、施策全体として成果が十分に表れていないとして、やや遅れとしております。今後も引き続き教職員の力を最大限に発揮できる環境づくりに向けて働き方改革に取り組むとともに、教職員の不祥事防止に向けた取組を実施していく必要がございます。

これらに対し、外部有識者の方々からは、働き方改革は残業時間のコントロールにならないよう、働きがい改革を検討していく必要があるといった御意見をいただいております。

最後に、「6 安心・安全な教育環境の構築」につきましては、防災教育の充実に向けた取組の指標が目標を達成しましたが、複雑化、多様化する生徒指導上の諸課題に対して、さらなる生徒指導體制の充実に向けた取組が必要となっております。また、コミュニティ・スクールについて、学校運営協議会の質的向上及び地域学校協働活動の推進に向けた様々な取組が進められるとともに、市町におけるコミュニティ・スクールの導入支援を強化し、全ての市町で導入されることとなった一方で、県立学校における学校運営協議会についての指標が目標値を達成できておりません。施策全体としては、取組に遅れている部分が見られるため、やや遅れとしております。全ての子供たちにとって安全・安心な教育環境づくりに向けて引き続き防災教育に取り組むとともに、コミュニティ・スクールのさらなる推進に向けて、各市町や学校の状況に応じた支援を実施していく必要がございます。

これらに対し、外部有識者の方々からは、活動の場を提供する仕組みが必要となっているが、社会教育士や地域コーディネーター、オーガナイザーする人たちがどう活躍できるかが非常に重要になってくるといった意見をいただいております。

概要の説明は以上でございます。

なお、この点検、評価につきましては県議会に提出し、今月12日の文教委員会で説明させていただいた後、教育委員会のホームページにおいて公表する予定でございます。

説明は以上でございます。よろしく願いいたします。

篠田教育長： ただいまの説明に対しまして、御質問、御意見がありましたらお願いいたします。

近藤委員： 21ページのところのK P I とその進捗状況についてですが、一番下の段の8割以上の教員が協働学習でデジタル機器を活用している高等学校の割合が、目標が30%から、もう来年は100%に行かないといけないところですが、50%ぐらいでなかなか伸びてないというところが見られるのかなと思います。一方で、市町はだんだんその割合が小・中学校は増えている状況が見られるのかなと思うのですが、高等学校でなかなか達成率が上がらない大きい要因はどの辺りにあるのでしょうか。

小野高校教育指導課長： 今御指摘いただきましたとおりですが、8割以上の教員が協働学習でデジタル機器を活用している高等学校の割合が、これは昨年度から上がっているのですが、過去3年間で50%程度で推移はしている状況です。これについては、令和5年10月から11月にかけて実施した調査でございます。「ほとんどの教員が当てはまる」と回答した学校の割合、これが8割を示しておりますけれども、これについては令和5年度、51.7%となっております。「多くの教員が当てはまる」、これは5割の教員ですが、「多くの教員が当てはまる」と回答した学校を含めると91.8%ということで、令和4年度に比べては9.3%増加し

ております。あわせて、成果指標の中に児童生徒のデジタル活用を指導する者、これが別の指標ございました、全国順位についても、令和3年度、22位ですが、令和4年度、12位というふうに全国順位も上がっています。教員のデジタル活用のスキルは着実に向上しているという状況ですが、目標を達成できなかった理由としましては、デジタル機器を活用するということに対して苦手意識を持ってる一部の教員等の活用は進んでいないというのがあります。今年度デジタル機器の活用に、苦手意識を持ってる教員に対して、デジタル機器の基本的な活用スキル、それから協働学習でどのように使うのかといった活用スキルを身につけていく研修について回数を増やして実施するなどの対応をし、また、あわせて、授業の好事例も提供するなどして全体の推進を図り、8割以上の割合が上がるように取組を進めて参りたいと考えております。

近藤委員： 分かりました。安心しました。指標が8割以上のパーセンテージになるということなのでですね。

中村委員： 大きな柱の七つのうち、三つがやや遅れということですが、6番目の安全・安心な教育環境の構築あたりは少し厳しめの評価かなと読んで感じたのですが、全体として、厳しめも含めて妥当な自己評価なのかと感じました。

その中で気になったのは、2番目の主体的な学びを促す教育活動の推進のところですが、17ページと22、23ページにほぼ同じような表現が出てくるのですが、課題として総合的な学習の時間の授業改善が進む一方で、総合的な学習の時間の学習内容が固定化、形骸化している小・中学校等があることや総合的な学習の時間と各教科の学習の往還が十分に図られていないという課題に対して、令和6年度取組の方向として、好事例の紹介あるいは総合的な学習の時間と各教科との学習が往還したカリキュラムの開発、実践に向けて云々ということですが、前々から個人的に気になっているところなのですが、総合的な学習の時間で課題発見、解決型、主体的な学びに取り組むというのは比較的、チャレンジしやすいのかなと思うのですが、通常各教科の中でどう主体的な学びに取り組むかというのは、こなさないといけないカリキュラムもある中で、多分難しいのかなとずっと思っているのですが、正にここに課題として書かれているようなことを教えたり、覚えてもらったりしなくてはいけないカリキュラムをやりながら、なおかつ決められた時間数の中で主体的な学びに取り組むということの多分難しさが表れているのではないかなと思います。ただ、本県として更に取り組んでいくためには、各教科の授業の中でいかにやっていくかが大事だと思うのですが、ここに書いてあるとおりの課題ですが、具体的にどう進めていくのかという教員の先生方、多分難しいと感じながらやってみても多いと思うのですが、どう進めていくのかという具体策を是非、現場の忙しい中でやってもらっている教員が取り組みやすい事例を共有していただければと思います。

小野高校教育指導課長： ありがとうございます。高等学校につきましては、御指摘のとおり、令和元年度から着実に数値のほうは上がっているのですが、高校の実態や、教員の力量によって教員の主体的な学びの実践、それから校内研修の質ですね、この質のとこだと思うのですが、こういったところに差があるということ、それからカリキュラム・マネジメントで、組織的に行う、PDCAですね、どこに課題があり、どのように解決していくかというPDCAを組織的に行える教育が不足しているか、こういったことによって教員の主体的な学びの実践が十分浸透し切れていない、特に教科のところに見られることになっています。

こういった課題を踏まえて、今言われたような形での研修や学校訪問を行う中でカリキュラム・マネジメントをしているかということを確認しております。また、教科を中心に据えながら、教科教育を推進できる中堅教員の育成を狙いとした研修を今年度スタートとしております。これは、特に若手を中心に、これから研修で学習したことを、単元の中にしっかり位置づけて授業を変えていける、中核となる教員を育成する研修を行うということです。それから、それを通じて授業づくりを進めるということ。さらに、今度は個別になるのですが、学校訪問しながら個別の課題に対応していき、教科の教科会に入って、例えば数学の教科会に入って、「具体的にこの単元はこういうふうに展開するのが非常に難しい。」といったことに答えられるような研修という訪問を継続していきたいと考えています。

松尾義務教育指導課長： 小・中学校におきましては、まず主体的な学びが定着している児童生徒の割合については、広島県学習意識等調査、児童生徒質問紙の課題発見、解決学習に係る8領域15項目の肯定的回答の割合の平均としていただいております。この15項目について、令

和4年度と令和5年度を分析しますと、主体的な学びを促す探求的な学習課程の中で情報を整理、分析するという項目が最も減少しておりまして、小・中学校ともに約1.5ポイント減少しているという状況でございます。この間の変化としまして、全国学力・学習状況調査によりますと、授業において児童生徒が自分で調べる場面においてICT、一人1台端末を活用している学校の割合がとて増えておりまして、小学校で14ポイント、中学校では5.2ポイント増加しているところでございます。こういったことから、児童生徒が端末の活用によって得られた多種多様で膨大な情報を十分に整理、分析できていないということが考えられます。

このことから、また各教科等の授業において児童生徒の多様な情報を批判的に考察したり、多様な情報にある特徴を見つけたりするなど、多種多様で膨大な情報を整理、分析できる情報活用能力を身につけることができるよう、一人1台端末の活用に係る研修等を充実していきたいと考えております。

中村委員：教科書がどんどん進化をしており、自分で調べやすいツールが充実していると思いますので、その調べ方の問題かもしれませんし、是非そういったところも深めていただきたいと思ひますし、教科書に沿ってやるだけで十分なのかどうかということもあると思ひますので、先ほど答弁いただいたように、教員の力量にもかかってくると思ひますので、是非底上げを図っていただきたいと思ひます。

菅田委員：37ページの海外留学プログラムとか海外支援について、短期というのは3か月ぐらいなのでしょうか。また、長期は何か月以上のことを指しているのでしょうか。

小野高校教育指導課長：今、異文化間協働活動という取組を進めているところです。短期や長期という言い方をしているのですが、10日以上1か月未満の期間の留学を行う場合、こういったものについては様々な取組において奨学金等々の支給を行うなど、そういった形での取組を進めているのですが、今、「短期」とか「長期」ということでいいますと、広島県で実施している、特に留学制度の区分けでいいますと、10日以上1か月未満のもの、それから原則3か月以上のもの、これは「長期」の期間というふうに考えております。ということで、「短期」、「長期」ということでいうと、おおよそ1か月未満とか2週間で行く例が多いのですが、そういった区分を「短期」としているところです。

菅田委員：それで私の学生のときで、かなり前なのですが、長期留学した人は1年学年が下がる場合がありますが、最近に向こうの高校で受けた授業が日本の高校の単位として認められるなど、そういうことで留学を促してるとということも聞くのですが、広島県はそういうシステムはあるのでしょうか。

小野高校教育指導課長：今言っていたような形で9か月とか半年とか1年と、様々なプログラムがあるのですが、これは生徒、保護者の要望、それから学校のカリキュラムの状況もしっかり検討しながら、実際には海外の教育機関で学んだ、そこで修得した単位が学校のカリキュラムに沿って、読み替えて、そこでの学習内容が十分、学校で学んだものと代替できると考えた場合には、1年間の留学であれば36単位の範囲内で、これは一括で認められるということになっております。希望する場合には、留学という形で、学年は変えずに2年生から留学して3年生で戻ってくるということもあり得ますが、これもまた生徒、保護者の希望によるのですが、もう一度学校のカリキュラムをしっかり学びたいという希望がある生徒については、これは1年、元2年生から出て3年生で戻ってというのではなく、もう一度2年生をやって、例えば海外で十分数学の学習ができなかったという部分については、もう一度、数学を学びたいと留学先のカリキュラムに応じて、これはその同じ学年に戻ってくるか、それとも進級して3年生になるかというような部分で、制度上は学校で判断してるという状況です。

菅田委員：分かりました。コロナ以降、交流も復活し始めたということで、どんどん、そういうのを広報していただいて、国際的な人材を広島県からも輩出するような仕組みもどんどん広めていただきたいと思ひます。よろしくお願ひします。

細川委員：御説明ありがとうございます。中村委員の御質問にも少し関連するのですが、七つの大柱のうち三つについて、やや遅れという評価をされているのですが、三つの柱についてはこのたびからやや遅れという評価になったのか、それとも前年度、前々年度から引き続きやや遅れのままなのか、教えていただければと思ひます。

松田経営企画監：七つの施策のうち、2番目の項目と5番目の項目、6番目の項目が今回やや遅れとしておりますが、昨年は2番目と6番目の項目が今年と同様、やや遅れとなっております。5番目の項目につきましては、昨年度おおむね順調であったものが今年度やや遅れに評価を変えております。

細川委員： やや遅れという評価がどうしてもマイナスのように感じられて、広島県教育の質といましようか、教員の資質といましようか。不安をお感じになられる方もいらっしゃるかと思うのですが、2年連続やや遅れという評価を続けるということが果たして、本当にこの取組がしっかりできているのだろうか。また、評価については、ちょっと厳しいから、こういう評価になるということになるのだろうか。いろいろ見方があると思うのですが、その辺について次の評価で、おおむね順調もしくは順調に評価をできるようにするために、その辺のところの御説明が何かあればお聞かせください。

松田経営企画監： この施策の柱に関する評価でございますが、それぞれK P I 指標を設定している一覧と、その中で、また細かく取り組む理由を分けてK P I を設定している項目と、K P I のない取組もございます。K P I は毎年、目標値が上がっているということもございますので、順調に毎年、数値が伸びていても、中には目標値に達していない事業もございます。昨年度と比較した改善の状況やK P I の達成状況、それぞれの取組の個々の進捗状況を総合的に判断して、やや遅れ、おおむね順調等を判断をさせていただいております。それぞれの取組につきましては、昨年度の結果を踏まえて、今年度それぞれの所管課におきまして取組の改善など新たな取組を加えて実施をするなど、それぞれの課において事業のP D C Aを回しながら、次年度に向けた改善を行っていきたいと考えております。

2年連続して、やや遅れとなっている事業等もございますが、順調としている項目の中にも前年度と比べて指標が悪くなっている項目もございますので、それぞれの指標だけではなく、それぞれの取り組んでいる事業を個別に見ながら、次年度に向けて改善を図っていきたいと考えております。

細川委員： ありがとうございます。真剣に一生懸命取り組まれているということは理解、承知しているところでありますので、やはり目標、指標とされている部分については、達成をするために設定されていますので、そのために何が足りないのか、何を努力すべきなのか、しっかり現場とお話されながら進めていただければと思います。やや遅れというのが続きますと、そこについて本当にこれできるのだろうか、本当にこの内容を見ますと非常に難しい問題もあるでしょうが、やはりそこを解決していかないと、この施策の柱についてしっかり取り組んでいるということにならないので、そのところは是非この反省を含めて今後の取組に生かさせていただければと思います。

菅田委員： 5番がやや遅れになった中で、不祥事というのが大きいと思うのですが、不祥事の中でもメンタルヘルスのためにストレスチェックをしていただいていると思うのですが、それはあくまで今は精神的なメンタルヘルスのためにやられてるのが主だと思いますが、ストレス発散のために変な不祥事に走ることも考えられるので、何か聞いてあげていただければいいのかなと感じているのですが、その辺の検討もよろしくお願いします。

藤井教職員課長： 不祥事の防止につきましては、考えられること全て取組を進めてるところでございます。教育長の緊急メッセージを出したり、風通しのよい職場づくりのための校内での研修を進めるに当たっての先生方を招いた研修をやったりというところですが、また、メンタルヘルス、ストレス発散に係っても、関係機関を紹介したりとか、そういったことの取組を引き続き続けて参りたいと思います。

近藤委員： 不登校対策についてですが、教育委員会も学校にスペシャルサポートルームをつくったりだとかS C H O O L “ S ” でいろんな取組をされているところですが、不登校に自分の子供がなるかもしれないと思ったときに、いろんな選択肢があるが、そこまでたどり着けない保護者、生徒さんというのはかなりいるんじゃないかと思えます。そのアクセスの容易さのところを、適切などころにどうやってたどり着くかというところの道筋をまたどんなふうに立てていけるのかなというところが課題と思えます。

まず、保護者に見たら一番相談しやすいのは、学校が身近なところがあるのですが、担任の先生に相談して、そこから学校以外の選択肢というのも紹介してもらえるのかどうなのか、その適切などころにたどり着く手段としてどんな道筋ができてくるのかというのをお聞きしたいのが一つと、民間の不登校支援をしている団体と教育委員会とも意見交換を行っている成果として教えていただいたのですが、情報共有して連携や、これから先どんな感じで進みそうかというあたり教えていただけたらと思います。

蓮瀬個別最適な学び担当課長： 不登校の支援に関わって保護者の方からの相談窓口としては、教育センターにあります心のふれあい相談室、ここで相談員が相談受けたりなど、あるいは教育委員会の中にもあります不登校支援センターのほうにお電話をいただくことが多い状況でございます。学びにアクセスできない児童生徒をやはりゼロにしていくというプランでいえば、今年

度、教育センターにあります心のふれあい相談室の相談員を2名程度増員して相談機能を強化、あるいは市や町の教育支援センターを充実させていくということで、SCHOOL“S”の職員であるとか、今、増員した相談員とかと相談しながら出向いて行って、市や町の教育支援センターの機能のより充実を図る取組を今進めているところでございます。

また、相談窓口については、ホームページ等でも公開はしているところでございますが、御相談いただいた保護者の方からは、以前よりはSCHOOL“S”のことをかなり御存じいただいているかなと思うのですが、まだまだ知らなかったというお声もいただくこともありますので、様々、学校現場も含め、こういった相談窓口があるというところの周知は今後も強化を図っていききたいと思っております。

また、フリースクール等民間団体との連携という部分については、これまでも情報共有会という形で1年に1回なのですが、オンラインで情報提供してきたというところでございます。今年度も9月6日の金曜日に実施する予定としております。内容的にはお互いのどんな取組をしているのかというような情報共有が主になるのですが、今年は情報共有会の内容も充実させるという観点から、実際に幾つかのフリースクールに出向かせていただいて、どういった内容をこの会の中でやっていったらいいのかというところのニーズも聞かせていただきながら、内容の充実を図っていききたいというところでございます。

近藤委員： ありがとうございます。

菅田委員： また6番の安全・安心なところですが、安全・安心とは別で学校運営協議会ですが、統廃合や、そういったところの対象校など対象になりそうな学校においては、もう学校活性化地域協議会は100%はできてるのか、ここが県立高校における指標が目標値を達成できていないということになっているのですが、そういった統廃合対象校はもう100%はできているのでしょうか。今後問題になりそうになると思うのですが、地域との連絡が、協議ができてなかったとかというふうなことで、そこら辺はどうなっているのでしょうか。

今川教育改革課長： 県立高等学校におきます1学級規模の高等学校に関するお尋ねかというふうに捉えておりますけれども、まず在り方基本計画に基づきまして学校の活性化策を検討いたします学校活性化地域協議会につきましては、1学級規模校14校につきまして全て設置をして取組をしております。また、別組織ということにはなりませんけれども、学校運営協議会も100%設置してございます。この二つの協議会っていうのは、メンバーがかぶっている学校も多くございますし、常時連携をさせていただきながら学校の活性化に取り組んでいただいているものというふうに承知をしております。

菅田委員： 分かりました。ありがとうございます。

篠田教育長： ほかに御質問、御意見ございませんでしょうか。

(な し)

篠田教育長： それでは、以上で本件の審議を終わります。
採決に移ります。
原案に賛成の方は、挙手をお願いいたします。

(全 員 挙 手)

篠田教育長： 全員賛成と認めます。
よって、本案は、原案のとおり可決されました。

第2号議案 令和7年度県立高等学校の入学定員の策定について

篠田教育長： それでは、第2号議案、令和7年度県立高等学校の入学定員の策定について、今川教育改革課長、説明をお願いいたします。

今川教育改革課長： 失礼いたします。それでは、第2号議案によりまして、令和7年度県立高等学校の入学定員の策定につきまして御説明をいたします。

資料の1ページを御覧ください。まず1の入学定員策定の設定条件を御覧ください。

(1)にお示しをしておりますように、入学定員策定の基礎となる中学校3年生在籍者数は2万5,151人で、前年度と比較して83人の減となっております。この2万5,151人を基に設定進学率や公立受入率などの設定条件を加味して算出したものが、2の受入計画の内容でございます。表の下から5行目でございますように、令和7年度の公立受入数は1万5,366人としておりまして、前年度と比較して75人の減となっております。これは、例年ベースで申しますと全日制本校で2学級程度の減に相当する数ではございますけれども、令和7年度につきましては、表の下から3行目でございますように、全日制本校における学級数を377学級とし、前年度から据え置くこととしたいと考えてございます。

こうした対応の主な理由といたしましては、今年度の中学校3年生在籍者数が、先ほど申し上げましたように、昨年度と比較して83人の減少となっている一方で、来年度の中学3年生在籍者数は、今年度の減少数とおおむね同程度増加することが見込まれており、2か年を通して生徒数の増減が比較的小さいこと、また、今年度から来年度にかけて、「県立高等学校の在り方に係る基本計画（第2期）」に係る実施計画を策定する予定としておりますことから、その策定過程におきましては、学級数を据え置いた上で、本県の学校、課程、学科等の全体像を検討していく必要があることなどを踏まえまして、学級数を据え置くこととするものでございます。また、その下でございます全日制分校及び定時制の学級数につきましても、令和6年度と同数としているところでございます。

次に、資料の2ページでございます。上の表には、大学科ごとの入学定員を記載しております。先ほど御説明いたしましたとおり、令和7年度につきましては、学級数を据え置きとしたいと考えておりますことから、全体の定員数及び学級数は全日制本校、全日制分校、定時制、通信制とも令和6年度と同数となっておりますが、このうち全日制本校につきましては、令和7年度から広島市立美鈴が丘高等学校におきまして、これまでの普通科が新たにグローバル探究科へと学科改編されることに伴いまして、表の全日制本校欄の上から2行目でございますように、大学科に地域社会学科が追加となりまして、普通科との間で美鈴が丘高等学校の定員の240人の差引増減が生じているところでございます。

資料の3ページ及び4ページには、市立の高等学校を含めました県内全ての公立高等学校の学校別の入学定員等を、資料の5ページには、県内の公立高等学校の配置図を添付しておりますので、後ほど御覧いただければと思います。

説明は以上でございます。御審議のほどよろしくお願いいたします。

篠田教育長： ただいまの説明対しまして、御質問、御意見がありましたらお願いいたします。

細川委員： 御説明ありがとうございます。生徒数の関係で令和7年度は学級数に増減はなしという御説明をいただきましたが、その一方で、令和6年の春の入学状況の定員割れの状況が見られたと思いますが、この春の状況から見て学級数をそのままにするとしても、努力しなくてはならないことがあるとすれば、どんなことでしょうか。

今川教育改革課長： この春の高等学校の定員割れの状況でございますが、昨年度から比較いたしまして71人減少はいたしました。1,467人ということで、引き続き高い水準で推移をしているという状況でございます。中3生徒数自体は微減ではございますので、若干減るといことはございまして、このまま永遠に据え置いていくということは何もしなければ定員割れは拡大をしていくということなるとは思いますが、様々な要素がある中ではございますけれども、現状、公立高等学校としては、それぞれの学校の魅力、特色を中学校の生徒さん、保護者の方にPR、しっかり周知をしていって、できるだけ受検をしていただくことを促していく必要があると、しっかりPRをしていく必要があると考えております。

細川委員： ありがとうございます。やはり各学校の魅力化、もちろん設置の立地条件などありますが、各学校の魅力化というものを一層充実していかないと、生徒の取り合いになり、結局、ある程度確保できる学校と、もっと定員割れをする学校が出てくると思うのですが、その辺のところを学校と連携をされることで、今以上に本当に真剣にこの魅力化についてしっかり御指導されたり、声を聞かれたり、また地域の方の声も聞かれたりして進めていかなければ、来年度、大変な生徒数の減少が見込まれている中で、地域の学校を守れなくなることが発生をするかもしれませんので、その辺のところを踏まえて、時間限られておりますが、御対応のほう、よろしく申し上げます。

今川教育改革課長： 御指摘をいただきましたように、来年度は生徒数微増という状況でございますが、それ以降、大きな減少が続いていくという状況が見込まれております。現状の魅力、特色をPRしていくということももちろんですが、これから県全体の10年後の姿を描く実施計画というのを策定して参りたいと考えております。その中で今後を見越した学校の魅

力、特色づくりのために、具体的に何をしていくのか、また、それに伴って配置等はそのようにしていくのかというのをしっかり検討をして、絵姿をつくっていきたいと考えてございます。

細川委員： よろしくお願いたします。

中村委員： 私も細川委員の御指摘と同じようなことを思ったのですが、これはあくまで一定の掛け率を掛けての見込みなので、実際に何人が入学してくれるかというのは、これと全く違う数字になってくる可能性がありますから、細川委員のおっしゃるように、公立、県立学校に進学してくれる子供をいかに増やしていくかという取組を引き続きしっかりやっていかないといけないと思います。特に中山間地域は存続が危うい学校もあるわけですから、それをやっていくということに尽きると思います。

その中で公立受入率、ちょっと誤差のような数字かもしれませんが、令和7年度公立受入率が0.1ポイントではありますけれども、増やすというのは、これは何か意図的なものがあるのでしょうか。

今川教育改革課長： 公立受入率につきましては、実際に算定数、算定の仕方は前年の定員からどれぐらい減少するかと、公私の受入れの見込み数が本年度でいいますと158人の減の中で、そのうち7割程度、公立が減少させるという形で、公立受入数をまず、機械的に計算をしまして、それで率を算出するという形を取っておりますので、これは意図を持ってこうしたというよりは、計算の過程で端数、実際には定時制への進学者数が増えていたりなど、そういった状況は踏まえまして0.1ポイント上昇したと、結果として上昇したということでございます。

中村委員： 分かりました。

菅田委員： 将来的にどんどん少子化になるということで、広島県の場合は再編整備を検討する基準は学校の全校生徒数が60人とかっていうものなんですけども、福山の隣の県のほうは学年100人という高いハードルで、新聞にも出ましたが、笠岡工業高校も2年連続100人を切って統廃合の対象校になったということですが、それで、その後どうなるか分からないのですが、県境の場合、工業高校でいくと福山にも工業高校があり、定員が厳しいと、割れている。他県からの入学が公立高校では限られてますよね。この辺のそういった専門高校は他県からも受け入れるなど、一定の条件、例えば卒業後、何年間かは広島県の企業に就職することを条件になど、そういったことを今後考えていく必要があると思うのですが、そこら辺はいかがでしょうか。

今川教育改革課長： これまでは、やはりそれぞれの県がそれぞれの県の税金を使って設置をしていると。それぞれの県民の子弟のための高校を設置しているということで、やはり県内にお住まいの方が入学するというのを原則としているということがございました。本県では、その中で1学級規模校については学校活性化の一つの手段として県外からの生徒の受入れを、言わば解禁するという形で、今そこに限って広げているという状況がございます。また、そういう中で他県との関わり、本県が確保したい一方で、他県も生徒さんを確保されたいという思いの中で、どのようにしていくかというところは考えていけないとは思いますが、一方でやはり本県の公立高校を活性化していこうということについては、どういう方策が取れるのかというのは、例外なくといたしますか、様々な方策を、県外からの受入れということも含めまして、検討はしていく必要があるというふうには考えております。

菅田委員： 協力体制的で何かできるような、今後ちょっと県境の高校に関しては、そういった連絡会議とかもやっていただければと思います。よろしくお願いたします。

篠田教育長： ほかに御質問、御意見ございませんでしょうか。

それでは、以上で本件の審議を終わります。

採決に移ります。

原案に賛成の方は、挙手をお願いします。

(全員挙手)

篠田教育長： 全員賛成と認めます。

よって、本案は、原案のとおり可決されました。

第3号議案 令和7年度県立特別支援学校高等部の入学定員の策定について

篠田教育長： それでは、続いて、第3号議案、令和7年度県立特別支援学校高等部の入学定員の策定について、津村特別支援教育課長、説明をお願いします。

津村特別支援教育課長： 第3号議案によりまして、令和7年度県立特別支援学校高等部入学定員の策定について御説明申し上げます。

資料の1ページを御覧ください。まず、1の職業コースを除く普通科でございますが、これまでと同様に、学校教育法施行令第22条の3に基づき、視覚障害者、聴覚障害者、知的障害者、肢体不自由者、病弱者である者について入学者選抜を実施し、当該県立特別支援学校高等部の教育課程を履修することが可能な能力、適性等を有する者を入学させることとしております。このため、入学定員は教育長が別に定めることとし、入学者選抜実施要項において若干名とする予定でございます。

次に、2の普通科職業コースでございます。福山北特別支援学校及び広島北特別支援学校の普通科職業コースにつきましては、それぞれ16人、2学級を入学定員とするものです。

最後に、3の専門教育を主とする学科でございます。広島中央特別支援学校の保健医療科、専攻科理療科及び専攻科保健医療科につきましては、それぞれ8人、1学級を入学定員とするものです。いずれも令和6年度と同様の入学定員を設定したいと考えております。

なお、昨年度からの変更として、令和7年度から受入れ開始となります黒瀬特別支援学校のみのお分校を記載しております。

2ページ以降についてですが、近年の入学者選抜の実施状況に関する資料等をお示ししておりますので、後ほど御覧ください。

説明は以上でございます。御審議のほどよろしくお願いいたします。

篠田教育長： ただいまの説明に対しまして、御質問又は御意見ございましたらお願いいたします。

細川委員： 御説明ありがとうございます。2点ほどあります。

まず、2ページの今日御説明いただいた普通科職業コース入学者選抜状況というところですが、近年、特別支援学校で学ぶ生徒が増加している状況を踏まえまして、果たして2学級16人の定員で間に合っているのか、もしくは今後はクラス数の増も考えられるのかということが1点と、もう一つは1ページに戻りまして、阿品台分校とのみのお分校を設置していただきましたが、教育長が別に定めるとする入学定員ですが、この学校以外に教育環境で生徒数の増加が見込まれて気がかりである学校があるのかどうか、教えていただければと思います。

津村特別支援教育課長： まず、職業コースに係る入学者選抜状況でございますが、現状、各校長からの聞き取り等も行いまして、クラス展開、それから現在の志願状況等々も含めまして、現在の16名が適当であろうと今、判断しております。今後クラス増ということについては、現在はまだ決定するものではございませんが、状況を見て判断していきたいと考えております。

また、阿品台分校、のみのお分校につきましては今御指摘のとおりでございますけども、今後、広島北特別支援学校につきましては、クラス増を見込みまして現在増築ということで準備を進めているところでございます。

細川委員： ありがとうございます。

篠田教育長： ほかに御質問、御意見ございませんでしょうか。

それでは、以上で本件の審議を終わります。

採決に移ります。

原案に賛成の方は、挙手をお願いします。

(全員挙手)

篠田教育長： 全員賛成と認めます。

よって、本案は、原案のとおり可決されました。

報告・協議1 令和7年度に使用する教科用図書の採択結果について

篠田教育長： 続いて、報告・協議1、令和7年度に使用する教科用図書の採択結果について、松尾

義務教育指導課長、説明をお願いいたします。

松尾義務教育指導課長： お願いします。令和7年度に使用します教科用図書の採択結果について御報告いたします。

資料の1ページから123ページまでが県立学校、124、125ページが市町立中学校の資料となります。

まず、県立学校の教科用図書の採択結果について御報告いたします。

資料の1ページを御覧ください。本年度の採択につきましては、本年4月の教育委員会会議で決定されました「令和7年度に県立学校で使用する教科用図書の採択基本方針」に基づいて進めてまいりました。

「2 各学校における教科用図書の選定」を御覧ください。各学校における教科用図書の選定につきましては、各学校の校長が教科用図書の専門的な調査研究に基づいた適正な選定を行うため、教科書選定会議等を設置し、調査研究を進めました。三つの県立中学校、高等学校、特別支援学校の枠内に記載しておりますように、学校の教育目標等に基づいた独自の観点、令和7年度実施教育課程（案）、児童生徒の学習状況や障害の状況等を踏まえ、事務局が作成しました教科用図書選定資料を参考に教科用図書の調査研究が行われ、原則として、文部科学省発行の「中学校用教科書目録」、「高等学校用教科書目録」、「特別支援学校用（小・中学部）教科書目録」及び「令和6年度用一般図書契約予定一覧」に掲載された教科用図書のうちから、最も適切な教科用図書を選定しております。そしてその後、採択申請書、具体的な選定理由等を明記しました選定理由書等が県教育委員会事務局に提出されております。

資料の2ページの「3 各学校の選定理由書等の審査」を御覧ください。事務局では、各学校が選定しました教科用図書が、各学校の令和7年度実施教育課程（案）等を踏まえ、適正に選定されているかどうかの点検を行うとともに、選定した教科用図書が当該校の児童生徒の状況を十分考慮して選定されたかどうかについて点検してまいりました。

次に、資料3ページを御覧ください。点検・指導の結果、県立高等学校については、当該校の教育課程で履修することとなっている教科・科目の教科用図書が選定されていない課程が3課程、計4科目ございました。これらの課程には、必ず複数人で確認を行い、教育課程と照らし合わせながら正しく教科用図書を選定するよう指導いたしました。

次に、採択申請された教科用図書の妥当性及び選定理由書に示された選定理由の妥当性につきましては、全ての課程において複数の教科用図書を十分に比較検討し、選定した理由が適切に示されておりました。また、採択申請された教科用図書が当該校の生徒にとってどのような点で適合するののかについても、全ての課程において具体的な生徒実態を踏まえ、適切に示されておりました。

各県立特別支援学校につきましては、障害種別の観点を踏まえ、最もふさわしい教科用図書を選定するよう指導しており、今年度の点検の結果、教科用図書について、全ての学校において適切な図書を選定しておりました。

三つの県立中学校においては、採択基本方針で定めました観点に基づき、適正に選定されているとともに学校の特色を生かしたものであり、選定理由も適切でございました。

以上の流れと指導の結果を踏まえ、県教育委員会として、これらの教科用図書の選定を適正とみなし、資料の4ページ以降にお示ししておりますとおり、令和7年度使用教科用図書として採択しております。県立学校の採択結果等につきましては、県教育委員会のホームページに掲載する予定でございます。各学校の選定理由書につきましては、県庁の行政情報コーナーで閲覧できるようにする予定でございます。

最後に、令和7年度に県内の市町立中学校において使用する教科用図書の採択結果について御報告いたします。

資料の124、125ページを御覧ください。県内19の採択地区及び広島中等教育学校、福山中学校の中学校用教科用図書の採択結果でございます。各採択地区等におきましては、綿密な調査研究に基づき、採択権者の判断と責任により採択が行われたと聞いております。

なお、この採択結果の一覧表につきましても、県のホームページに掲載する予定でございます。

説明は以上でございます。よろしくをお願いいたします。

篠田教育長： ただいまの説明に対しまして、御質問又は御意見ありましたらお願いいたします。

近藤委員： 点検作業等ありがとうございました。3ページ目のところで、本来履修することになっている科目の教科用図書が設定されていないと点検の結果、3課程4科目あったという

ことですが、具体的にはどういった内容だったのでしょうか。

小野高校教育指導課長： まず、状況から御説明をいたします。3校が対象なのですが、この3校については、いずれも同様な状況でございました。選定をする際に学校から出てくる書類が大きく3点ございます。1点は教育課程の表です、もう1点が採択の申請書、最後が選定の理由が書いてある選定理由書という3点出てくるのですが、この申請書が申請漏れがないかどうかを確認する際には最も重要なものになるのですが、この申請書の中に記載がされていなかったというものです。簡単に言いますと、教育課程表の中にはあると、教科、科目がある。それに対して、この教科書を選定する。その選定するにはこういう理由で選定するというので、教育課程表と、それから選定理由書、これはきちっと整っているのですが、選定理由書があるにもかかわらず、申請書の中の記載が漏れているというのが3校あったということでございます。

この原因としましては、最後の確認の際に複数での確認が行われていなかったということで、選定の漏れが出てきたということでございます。

近藤委員： 分かりました。

篠田教育長： ほかに御質問、御意見ございませんでしょうか。

(な し)

篠田教育長： それでは、以上で本件の審議を終わります。

報告・協議2 令和7年度全国高等学校総合体育大会の準備状況について（令和6年8月末時点）

篠田教育長： それでは、続きまして、報告・協議2、令和7年度全国高等学校総合体育大会の準備状況について、平田全国高等学校総合体育大会推進室長、説明をお願いいたします。

平田全国高等学校総合体育大会推進室長： 全国高等学校総合体育大会推進室長の平田でございます。当室からは、報告・協議2によりまして、8月末時点における令和7年度全国高等学校総合体育大会の準備進捗状況を御報告いたします。

大会日程ですが、1の下枠の内側にありますとおり、令和7年7月23日から8月20日で行われ、総合開会式は7月24日に広島県立総合体育館において開催されます。広島県内では、記載の7競技8種目が会場地である広島市、福山市、尾道市及び安芸太田町で実施されます。

続いて、2を御覧ください。今年度前半の取組状況を御報告いたします。

(1)のとおり、各競技種目別大会につきましては競技会場や競技日程を公表し、また、会場地市町において4月から順次、競技種目別大会実行委員会が設立されました。

(2)を御覧ください。総合開会式につきましては、式典音楽や公開演技を行う学校を決定するとともに、高校生アナウンサー研修や高校生手話通訳者研修を開始いたしました。

(3)を御覧ください。高校生による大会広報活動として、5月のひろしまフラワーフェスティバルをはじめとした各種イベントに参加し、大会をPRしたほか、高校生自身がInstagramなどのSNSを通じて情報発信しました。

続きまして、3を御覧ください。年度後半の取組予定でございます。

(1)のとおり、競技種目別大会につきましては、大会プログラム作成準備などを行うとともに、大会の役員、補助員の協力を各校へ依頼する予定でございます。

(2)を御覧ください。総合開会式については、公開演技出演校が練習を行っていくほか、連携している工業高校や農業高校において、会場の立体装飾等の制作を進めて参ります。また、実行委員会の事務局において受託先業者と連携し、総合開会式運営計画の作成を進めて参ります。

続いて、2ページ目にお進みいただき、(3)を御覧ください。広報活動に関しましては、高校生が主催するイベントを11月2日に広島駅周辺で開催予定としております。そういった各種イベントにおきまして、地元アーティストであるHIPPY氏が高校生の依頼に応じて制作いただいた応援ソングや、生徒が考案したキャラクターの着ぐるみを活用した広報活動を展開して参ります。本日、会議開催前に委員の皆様へ御挨拶したキャラクターが「ひろしばけん」です。資料右側にも掲載しております。

次に、現時点の大会準備における課題や対応方針でございます。競技種目別大会につ

きましては、今年度の北部九州インターハイの一部の競技において、熱中症警戒アラートによる一時中断があったり、日向灘地震発生で会場点検などが必要となったりしたようです。令和7年度大会に向けましては、各関係機関等と綿密に連携し、計画的に事前準備を進め、安全・安心な大会運営を目指して参ります。

また、高校生による広報活動におきましては、県内の多くの中高生などが大会に参画してもらえるようにする必要があるので、広報内容の充実を図るとともに、主催イベントに様々な学校から協力してもらう方針でございます。

最後に、5を御覧ください。8月19日に県、市町、県高体連など、関係団体で構成する令和7年度全国高等学校総合体育大会広島県実行委員会第3回の総会を開催いたしました。高校生による高校生のための大会のコンセプトの下、議事進行、司会についても高校生が主体となって進行いたしました。

なお、3ページ目に、広島県実行委員会が設立された昨年度、令和5年度から現在までの準備の進捗状況、大会が実施される来年度、令和7年度夏までの予定について一覧表にまとめたものを掲載させていただいております。このうち、令和6年度の進捗などについては、先ほど御説明したとおりでございます。

今後も引き続き関係者が総力を挙げ、大会準備を進めて参ります。

当室からの報告は以上でございます。

篠田教育長： ただいまの説明に対しまして、御質問、御意見ありましたらお願いいたします。

近藤委員： 県内の高等学校の生徒会と連携した大会の機運醸成ということで、スローガンが「インハイ応援10万人プロジェクト」となっているのですが、先ほどの入学者定員の人数と合わせると大体1学年2万5,000人ぐらいで、3を掛けると7万5,000人、全体の高校生がそれぐらいかなと思ひ、この10万人という数字見ると、実行委員の高校生としたら、10万人の中でどういった方をターゲットに応援を広げようというコンセプトで動いておられるのでしょうか。

平田全国高等学校総合体育大会推進部長： この10万人という数字は、10万人に応援に来てもらおうというところで、先催県の数字を基に出した数字でございます。当然、高校生も対象にしておりますが、一般の方も含めた形で、全体で盛り上げていこう、応援してもらおうという数字でございます。

近藤委員： インターハイに10万人、県民に来てもらおうということですか。

平田全国高等学校総合体育大会推進部長： はい、そうです。

近藤委員： 分かりました。ありがとうございます。

細川委員： 御説明ありがとうございます。また、「ひろしばけん」君も今日お披露目ということでありありがとうございます。今後「ひろしばけん」君によるいろいろな広報活動も、マスコミやメディアも含めて、このインターハイの成功に向けて頑張っていただけると思っております。

3(2)の総合開会式の準備でございますが、今ちょうどパリでオリンピック・パラリンピックが開催をされておまして、ああいう形の開会式がどうなのかという、いろいろな評価もございますが、今までにない感動を与えてくれるようなものを是非私としてはこの総合開会式に期待をしたいなと思ひますが、その中で高校生アナウンサーの研修や高校生手話通訳者研修があったりということで、将来にもつながるものになっていくと思ひますが、その辺のところについては、ここで実際に携わってくださる高校生については、どういう人たちがこのアナウンサーや手話通訳に当たってくださることになるのでしょうか。

平田全国高等学校総合体育大会推進部長： 手話通訳につきましては県内に公募をかけまして、中学生も含めて、ろうあ連盟さんと連携した上で進めていくという形になっております。

あと、アナウンスにつきましては、放送文化連盟とも連携いたしまして協働して進めていくという形になっておまして、当然研修はアナウンスの全員対象とした研修を通して、その中から当年度アナウンスを数名お願いしていきます。これらを含め、来年度の大会に向けた取組だけでなく、その先も踏まえた活動として、当然、競技、スポーツ全体も含めた取組とするように考えているところでございます。

細川委員： ありがとうございます。いろいろな貴重な体験が今後の人生において、大切な土台になっていくのではないかなと思っております。同時に、この実行委員会、高校生代表が共同代表ということになっておりますが、ここまですっと頑張ってきてくれている中で、高校生の代表が何かすごく成長したとか、いろいろな感想を持っているとかというようなことを教えてください。

平田全国高等学校総合体育大会推進部長： その都度、振り返りの機会を設けておまして、生徒たちからの言葉でいろいろと話

は伺っているところです。当然こちらアンケートはその都度通して取っておりまして、生徒たちの成長の変容を確認しているところではございますが、そのことにつきましては、また御報告をさせていただこうと思っております。数字はございますが、例えば簡単に言いますと、大きく三つの力、協働力、創造力、それから学び続ける力、この三つの力プラス、デジタル活用と、この力を特に高めていこうという目標でございまして、そこにつきましてはアンケート等を取らせていただきまして、その都度変容を確認しているところでございます。

細川委員： ありがとうございます。

中村委員： 高校生による高校生のための大会のコンセプト、すごくいいと思いますし、実行委員会にも入り込んで、いろいろやってもらっているというのもすごくいいことだと思うのですが、現状でこの実行委員会に入っている生徒たち以外も含めて大体どのぐらいの高校生たちが関わっていますか。大会広報活動ですとか開会式の準備等、これから取り組んでいくということですが、今関わっている生徒の規模感がどのぐらいでしょうか。そして来年、本番が来るわけですけど、近づいてからの準備だとか、あるいは期間中のお手伝いだとか、そういった実行委員会委員以外の高校生たちがどのぐらい現場でお手伝いしてもらうようなことになるかというところが分かれば教えてもらえますか。

平田全国高等学校総合体育大会推進部長： 現在実動しているところは、先ほどの手話通訳、アナウンスもそうですが、それぞれ30名あるいは20名程度でございます。それから公開演技に向けて動き始めた、要は音楽、式典の音楽と、公開演技等につきましては、現在130名の生徒が音楽関係では動いております。それから式典演技のほうでいいますと、190名程度でスタートをしておるところでございます。それから今、県内に競技での補助員等、この辺のお願いもしているところなのですが、この具体につきましては、各競技から何人必要ということが、具体的なものが上がってきておりまして、それを基にお願いする予定となっておりますので、具体的な数字は現時点ではつかめておりません。

中村委員： そうですね、既に今、参画している生徒たちは多分意識も高く、意欲も高く、すごくいいと思うのですが、先ほど言われた競技の補助員も含めれば、多分当日までに相当数の生徒たちに関わってもらわないといけないし、関わってもらいたいと思うのですが、そうしたときに言われて、ただ手伝って何か大変だった、暑かったなみたいなことにならないように、なるべく企画側というか、こういう大きな大会に関われるチャンスは、そうそうないと思いますので、是非全体像とか、この参加者側に立ってもらうというか、少しでも主体的に関わってもらい、手伝えてよかったなとなるようにして、ちょっとした工夫をやっていただきたいなと思います。

それができると、恐らく手伝っているときにも、だるいなという感じでただやるのではなく、恐らくおもてなしの心にそういうことが伝わっていくのかなとも思います。手伝ってくれている高校生の子たちが楽しそうに、あるいは前向きにやってくれば、全国から参加してくれる競技者の子たちもすごく来てよかったなということに多分伝わると思いますので、なるべく多くの生徒に主体的に関わってもらい、このインターハイがいい経験になってほしいなと思います。よろしくをお願いします。

篠田教育長： ほかに御質問、御意見ございませんでしょうか。

細川委員、中村委員に関連してですが、全国高校総体広島県実行委員会第3回総会に参加して参りました。4月に実行委員の皆さんとお会いしたときは非常にたどたどしかったのですが、恐らく私の見立てでは北部九州大会を実際に生徒が視察をして、それでかなり、ああ、こういうイメージなんだというところを具体的なイメージで、たどたどしかったのが、じゃあ、自分たちはこうするぞというような思いで自ら主体的にされていまして、更に成長できるようにサポートしていきたいと思っておりますので、引き続きの御意見いただければと思います。ありがとうございます。

それでは、以上で本件の審議を終わります。

続いて、先ほど公開しないと決定いたしました議案について審議を行いますので、傍聴者の方は御退席をお願いいたします。

(10:59)

【非公開案件】

第4号議案 広島県いじめ問題調査委員会の委員の任命に対する意見について

第4号議案、広島県いじめ問題調査委員会の委員の任命に対する意見について、審議の結果、全員賛成により原案どおり可決した。

(11:15)